平成２２年（フ）第１９３号
東京都あきる野市油平164番地１ヴィラ富士見台102号
債務者　森山チセ子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６７号
川崎市宮前区土橋４丁目３番地15　ベルデュール鷺沼　101
債務者　柿崎　真人
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
川崎市宮前区土橋４丁目３番地15　ベルデュール鷺沼　101
債務者　柿崎　徳子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２０１号
東京都狛江市猪方２丁目22番15号
債務者　小島　陽子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７８２号
静岡県榛原郡吉田町川尻2378番地の１
債務者　江口茂男パウロ
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９１０号
静岡市駿河区小鹿１丁目２番１―203号
債務者　佐藤一二三
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２８号
静岡市駿河区丸子３丁目７番25号
債務者　木下多壽子
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１号
静岡県焼津市宗高622番地の２
債務者　青木　裕美
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７６号
静岡市葵区安西５丁目57番地　安西ビル402号
債務者　萩原　克美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０９号
静岡県藤枝市前島２丁目16番７号
債務者　大石　和恵
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０１２号
静岡県静岡市駿河区泉町８番３号　ダイアパレス静岡２号館406号
債務者　飯塚由美子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第８３号
静岡県富士市松岡1537番地の６
破産者　古畑チヱ子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第２０８１号
北九州市若松区本町２丁目16番16―503号、破産手続開始決定時の住所福岡県朝倉郡筑前町新町327番地１
破産者　飯田　宜志
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８３５号
福岡市南区長丘２丁目20番１―518号
破産者　平岡小枝子
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１号
佐賀県鳥栖市曽根崎町1668番地17
破産者　檜垣　信幸
1　決定年月日　平成22年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７号
北海道標津郡中標津町計根別南２条東１丁目４番地
破産者　藤本よしえ
1　決定年月日　平成22年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部